

解 説

重要なお案内

- ◎本項では、法令等を編集して収録している。従って、最終的には法令等の原文を確認する必要がある。
- ◎また、令和5年2月現在の法令や取扱い等についてまとめている。従って、今後変更（改正）されることもある。

《目次》

1 審査事務規程の改正概要 1 年分

1. 第43次改正

- ①事故情報計測・記録装置装備義務化……………解説 2
- ②軽貨物における原動機の位置明確化……………解説 4
- ③無負荷急加速黒煙の測定簡素化……………解説 6

2. 第46次改正

- ①座席とは？明確化……………解説 8
- ②不適切となる保護棒・保護仕切の明確化……………解説 8
- ③貨物自動車としての検査基準明確化……………解説 9
- ④リヤ・オーバハング基準緩和……………解説 12
- ⑤排出ガスPN規制開始……………解説 13
- ⑥側方灯及び側方反射器の取付要件緩和……………解説 14
- ⑦補助制動灯を備えなければならない自動車の追加
……………解説 14
- ⑧自主防犯活動用自動車の防犯灯・点滅方式の基準緩和
……………解説 15
- ⑨CNG自動車の車体表示様式変更……………解説 16

3. 第47次改正……………解説 17

2 電子検査証の交付開始……………解説 17

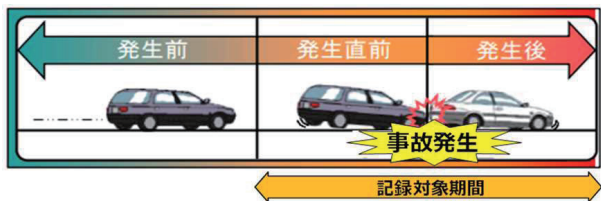
1 第 43 次改正 / 令和 4 年 3 月 29 日施行

1 事故情報計測・記録装置装備義務化

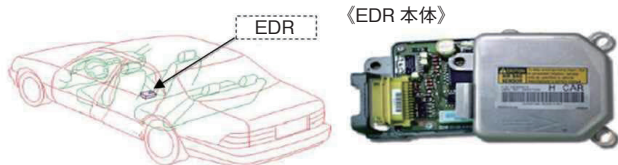
1. 令和 3 年 9 月 30 日施行の保安基準改正により、事故情報計測・記録装置、通称 EDR (Event Data Recorder) の装備義務が規定されたところである。審査事務規程においても保安基準に同調する形で規定された。

▶ EDR とは？

1. EDR とは、自動車が衝突等による衝撃を受ける事故が発生した場合において、当該自動車の瞬間速度その他の情報を計測し、その結果を記録するものである
2. アクセルやブレーキペダルの踏込の有無や衝突被害軽減ブレーキの作動状態等を記録する装置であり、事故における責任の所在等の解析に期待されている。



【EDR の作動イメージ】



【EDR の設置箇所と本体】

※出典：いずれも国土交通省ホームページ

■本書について

審査規程第 48 次改正（令和 5 年 2 月 16 日）までを収録

本書は、自動車整備士の方を対象に、自動車の継続検査に必要な道路運送車両の保安基準及び独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程を中心にまとめた書籍です。

保安基準の条項に則した審査事務規程の要点をわかりやすく編集しています。従って、原文及び詳細等については公論出版発行の法令集「保安基準と審査事務規程〔原文〕」などで確認してください。

審査規程は、令和 5 年 1 月 4 日施行の第 48 次改正までを収録しています。このため、審査規程第 49 次以降の改正が行われた場合、その改正部分は本書の内容と適合しなくなります。この場合は、弊社ホームページにおいて改正内容の概要を掲載していく予定です。

本書の編集にあたり、台数が少ないなどの理由から、次の自動車は対象から除外してあります。

〔除外自動車〕

◎小型二輪自動車及び軽二輪自動車

※公論出版「二輪自動車検査ハンドブック」参照。

◎三輪自動車

◎カタピラ及びそりを有する軽自動車

◎最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車

◎最高速度 20km/h 未満の自動車

◎幅 0.8m 以下の自動車

また、製作時期については、おおむね平成元年以降の自動車を対象としています。従って、製作年月日が古い自動車については、ご注意ください。

第18条の2**巻込防止装置**

▷審査規程 8-36、細目告示第179条。

※「第18条 車枠及び車体」における「巻込防止装置の基準」も参照。

■性能に関する要件

◎普通貨物自動車及び車両総重量が8トン以上の普通自動車の両側面には、次の基準に適合する巻込防止装置を備えなければならない。ただし、車両総重量が8トン以上の普通自動車のうち、乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車は、巻込防止装置を備えなければならない自動車の対象から除くものとする。また、巻込防止装置と同程度以上に歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる構造の自動車にあっても、この対象から除くものとする。

①堅ろうであること。この場合において、腐食等により取付けが確実でないものは、この基準に適合しないものとする。

※改造等による変更のない使用過程車は、次に掲げる②～③の基準は適用しない。

②板状、その他歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる形状であること。この場合において、その平面部の形状が、一体板物、すのこ状、網状、棒状（3本以上）またはこれに準ずる形状を有する巻込防止装置は、この基準に適合するものとする。

③普通貨物自動車（車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上のものを除く）にあつては、上記②の基準にかかわらず、当分の間、歩行者が当該自動車の後車輪に巻き込まれるおそれの少ない構造であればよい。この場合において、鋼管1本等の形状を有する巻込防止装置は、この基準に適合するものとする。

■取付に関する要件

★編注：改造等による変更のない使用過程車は、次に掲げる基準のうち、次表に掲げる基準が適用されない。

除外箇所	除外基準
◇大型自動車に適用	①中の「その下縁の高さが地上450mm以下」及び②の基準
◇大型自動車以外に適用	全て
◇全車に適用	全て

◇大型自動車に適用

◎最大積載量5トン以上の普通貨物自動車及び車両総重量8トン以上の普通自動車（大型自動車）に備える巻込防止装置は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

[取付基準1：下縁 450mm 以下 上縁 650mm 以上]

①空車状態で、その下縁の高さが地上450mm以下、その上縁の高さが地上650mm以上となるように取り付けられていること。

[取付基準2：上縁間隔 550mm 以下]

②空車状態において、その上縁と荷台等との間隔が歩行者等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを防止することができるものとなるように取り付けられていること。この場合において、巻込防止装置の平面部の上縁と荷台等との間隔が550mm以下となるように取り付けられていること。

◇大型自動車以外に適用

[取付基準3：下縁 600mm 以下]

◎最大積載量5トン以上の普通貨物自動車及び車両総重量8トン以上の普通自動車（大型自動車）以外の普通貨物自動車に備える巻込防止装置は、空車状態において、運転者席乗降口付近を除き、その下縁の高さが地上600mm以下となるように取り付

けられていなければならない。

◇全車に適用

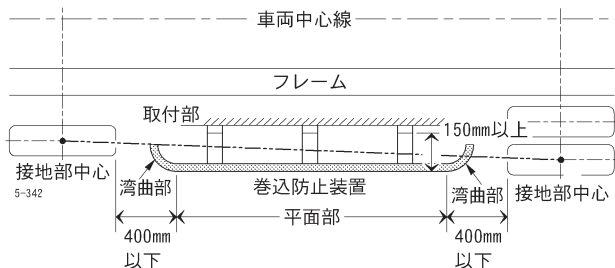
◎普通貨物自動車及び車両総重量8トン以上の普通自動車に備える巻込防止装置は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

[取付基準4：タイヤ間隔 400mm 以下]

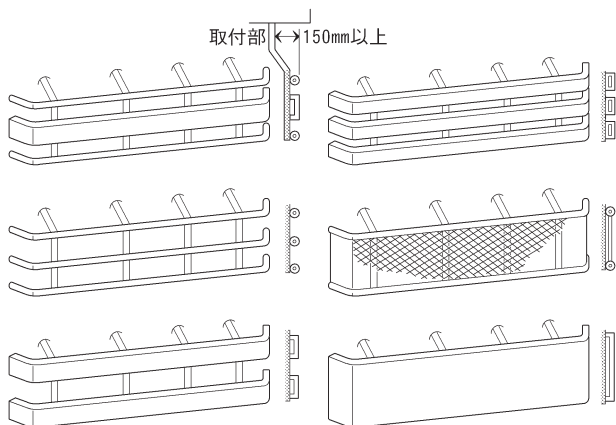
①平面部（湾曲部を除く）前端から前輪タイヤ最後部との距離、及び平面部後端から後輪タイヤ最前部との距離が、車両中心線方向に400mm以下となるように取り付けられていること。ただし、セミトレーラに備える巻込防止装置にあっては、その平面部の前端が補助脚より前方に取り付けられていること。

[取付基準5：平面部と取付部の位置 150mm 以上]

②巻込防止装置は、その平面部が、最外側にある前車輪及び後車輪の接地部の中心点を結ぶ直線より外側になり、かつ、その取付部が平面部より150mm以上内側になるように取り付けられていること。



【巻込防止装置の平面部の基準】



[取付基準6：確実な取付]

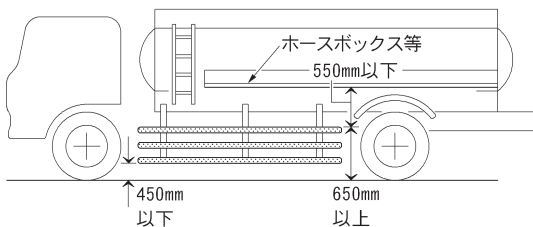
③巻込防止装置は、振動、衝撃等によりゆるみ等を生じないように確実に取り付けられていること。

◇自動車ごとの取り付け基準適用一覧

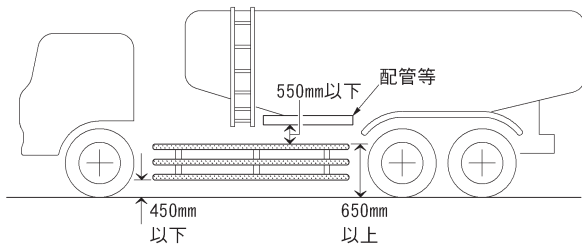
適用自動車	適用基準
大型自動車	[取付基準1：下縁450mm以下 上縁650mm以上] [取付基準2：上縁間隔550mm以下] [取付基準4：タイヤ間隔400mm以下] [取付基準5：平面部と取付部の位置150mm以上] [取付基準6：確実な取付]
大型自動車 を除く普通 貨物自動車	[取付基準3：下縁600mm以下] [取付基準4：タイヤ間隔400mm以下] [取付基準5：平面部と取付部の位置150mm以上] [取付基準6：確実な取付]

大型自動車の取付例

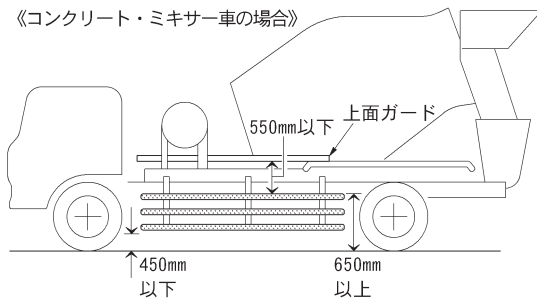
《タンクローリの場合》



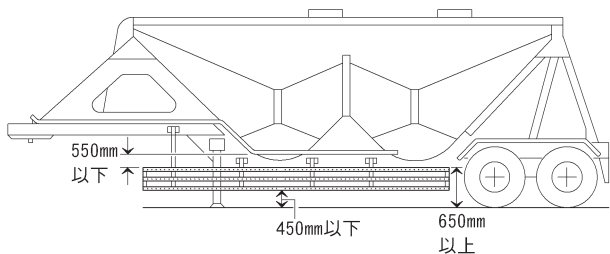
《バラセメント車の場合》



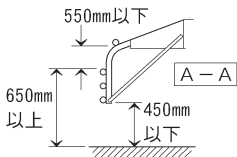
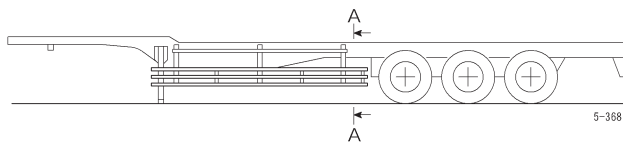
《コンクリート・ミキサー車の場合》



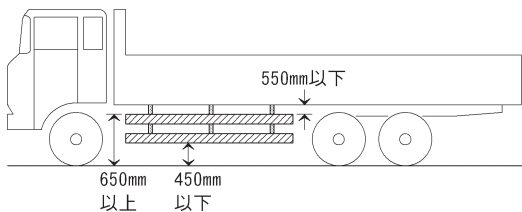
《バラセメントセミトレーラの場合》



《コンテナセミトレーラの場合》



《貨物自動車の場合》



自動車検査ハンドブック 令和5年版

■発行日 令和5年4月1日

■定 価 2,200円（税込み）
送料400円

■発行所 株式会社 公論出版
〒110-0005
東京都台東区上野3-1-8
電話 03-3837-5731 編集
5745 販売



管理用コード